

さいたま市・岩槻市合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さいたま市・岩槻市合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第3項の規定に基づき、さいたま市・岩槻市合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、さいたま市・岩槻市合併協議会幹事会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第4条各号に掲げる事項について専門的に協議し、又は調整する。

(組織)

第3条 専門部会の委員は、当該専門部会において協議し、又は調整する事項に係るさいたま市及び岩槻市の所管部署の部長又は当該部長相当職の職員をもって組織する。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

2 専門部会に、必要に応じて分科会及びプロジェクトチームを置くことができる。

(部会長及び副部会長)

第4条 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、専門部会の委員の中から幹事長が選任する。

3 部会長は、会務を掌理し、専門部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会長は、幹事長の求めにより、又は必要に応じて専門部会の会議（以下「会議」という。）を開催し、その議長となる。

2 部会長は、必要に応じて関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

3 部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開

催することができる。

(報告)

第 6 条 部会長は、専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告しなければならない。

(庶務)

第 7 条 専門部会の庶務は、規約第 1 2 条第 1 項に規定する協議会の事務局において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 6 月 2 5 日から施行する。